介護保険における制度改正について

令和3年7月31日まで <利用者負担段階と負担限度額(日額)>

負担段階	対象者		居住費					
			ユニット型		従来型個室			食費
			個室	個室的 多床室	(特養)	(その他)	多床室	及 頁
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している 配偶者を含む)が市民税を課税さ れていない方で老齢福祉年金を受 給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下	820 円	490 円	320 円	490 円	0円	300円
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	390 円
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方		1,310円	1,310円	820 円	1,310円	370 円	650円
第4段階	・上記以外の方		負担限度額なし(入所する施設の定める金額)					

[※]合計所得金額とは、年金や給与などの収入額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額になります。